

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

環境企画課
教育委員会

○ 優良図書の特選

男女共同参画青少年課

○ 有害図書の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の更新

健康推進課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の更新

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

耕地課

○ 土地改良事業計画の変更の認可
○ 土地改良区の解散
○ 道路の区域変更

耕地課
道路整備課

目次

担当課（室）

【公告】

○ 落札者等の決定

医療推進課

○ 土地改良区役員の新任及び就任届

耕地課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

【正誤】

○ 道路の区域変更の正誤

道路整備課

◎岡山県告示第三百三十三号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表環境文化部の部岡山県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の項中「。ただし、一千万円を限度とする。」を削り、同部岡山県太陽熱&断熱DE省エネ住宅促進事業補助金の項の次に次のように加える。

業務用車両E V転換支援事 業補助金	電気自動車の 普及	法人	業務用車両等とし て電気自動車を導 入し、電気自動車 の魅力について普 及啓発を行う事業	定額
岡山県エコア クション21認 証取得支援事 業補助金	事業者におけ る温室効果ガ ス及び産業廃 棄物の排出量 の削減等	新たに エコア クション 21の 認証又 は登録 を受け た事業 者	エコアクション21 の認証又は登録に 要した経費	補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、十万円を限度 とする。

表環境文化部の部岡山県E V普及加速化促進事業補助金の項及び有害鳥獣捕獲柵等設置補助金の項を削り、同部岡山県タンチョウサブセンター整備事業補助金の項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--

岡山県鳥類保護普及促進事業費補助金	鳥類保護思想の普及	公益財団法人 日本鳥類保護連盟	野鳥保護思想を普及するための事業	定額
-------------------	-----------	-----------------	------------------	----

表環境文化部の部瀬戸内海国立公園指定八十周年記念エコツアー事業補助金の項を削り、同部岡山県スポーツ合宿支援事業補助金の項の次に次のように加える。

おかやまナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金	ナショナルチーム等が行うキャンプの誘致の促進	ナショナルチーム等	ナショナルチーム等が県内のスポーツ施設を利用して実施するキャンプ	補助対象経費の二分の一。ただし、ナショナルチームにあつては四百万円、個人選手にあつては二十万円を限度とする。
Touch the DR EAM事業補助金	国際スポーツイベント等に係るキャンプの誘致の促進	競技団体	オリンピック種目等に係る国際スポーツイベント等	定額

表教育委員会の部学力向上市町村プロジェクト事業補助金の項を削り、同部おかやま子ども応援事業補助金の項中「連携による教育支援活動の促進」を「連携及び協力の推進」に、「連携による教育支援活動促進事業」を「連携協力推進事業」に改め、同部明るい学校づくり支援事業補助金の項を次のように改める。

落ち着いた学級づくり支援事業補助金	心理検査の活用による落ち着いた学級づ	市町村	落ち着いた学級づくり支援事業に要する経費	補助対象経費の二分の一以内
-------------------	--------------------	-----	----------------------	---------------

く
り
の
促
進

◎岡山県告示第三百三十四号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	ごめんね ともだち	内 田 麟太郎	降 矢 な な	借 成 社	小学生(低)
2	われものチャンピオン	花 田 鳩 子	羽 尻 利 門	P H P 研 究 所	” (低)
3	頭のいい子を育てる しぜんとかがくのはっけん! 366	田 中 千 尋	監 修	主 婦 の 友 社	” (中)
4	天国にとどけ! ホームラン	漆 原 智 良	文	小 学 館	” (高)
5	十三番目の子	シザノーン・ダウド	作	小 学 館	中 学 生
		パム・スマイ	絵		
		池 田 真 紀 子	訳		

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

◎岡山県告示第三百三十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	裏モノJAPAN 6月号	鉄人社
2	〃	チャンプロード 6月号	笠倉出版社
3	〃	恋愛白書パステラル 6月号	宙出版
4	〃	恋愛天国パラダイス 7月号	竹書房

◎岡山県告示第三百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所在地

中務薬局

浅口市金光町占見新田七四八

平成二十八年六月一日

なごみクリニック

倉敷市新倉敷駅前五丁目二二〇番地

平成二十八年六月一日

訪問看護リハビリステーションみつや

倉敷市北畝五丁目五一一

平成二十八年六月一日

指定年月日

◎岡山県告示第三百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

スマイル薬局児島下の町店

倉敷市児島下の町五―二―一五

平成二十八年六月一日

スマイル薬局水島店

倉敷市神田二―三―一

平成二十八年六月一日

富永薬局新倉敷店

倉敷市新倉敷駅前三―一―三七

平成二十八年六月一日

◎岡山県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
E薬局津山店	津山市河辺一五五―四九	調剤	平成二十八年六月一日
薬局ホテル	総社市総社二―一三〇	調剤	平成二十八年六月一日
富永薬局早島店	都窪郡早島町早島一四七三	調剤	平成二十八年六月一日
フアーマシイ薬局美の浜	笠岡市美の浜二九―六六	調剤	平成二十八年六月一日

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

のぞみ薬局くせ店

真庭市久世二八二三―二

調剤

平成二十八年六月一日

すぎはら薬局芳井店

井原市芳井町吉井二五〇

調剤

平成二十八年六月一日

◎岡山県告示第百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

すこやか薬局

井原市下出部町一―三四―四

調剤

平成二十七年十二月三十一日

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

◎岡山県告示第三百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ミルキー薬局

2 所在地

岡山県玉野市宇藤木五五〇―二九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ビオス

2 所在地

岡山県岡山市南区妹尾二四〇七番地二八

三 指定年月日

平成二十八年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三四〇四一〇三七六

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あしたば訪問介護

2 所在地

岡山県井原市井原町三一八番地一 石井ビル二F 二〇一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ASHITABA

2 所在地

岡山県井原市西江原町六八六番地二

三 指定年月日

平成二十八年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八四五

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護 コンフォールひなせ

2 所在地

岡山県備前市日生町日生字南椿ノ浦二五八三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社コンフォール

2 所在地

岡山県岡山市南区新保六六六番七

三 指定年月日

平成二十八年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七五五

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第三百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所 ホタルの里

2 所在地

岡山県高梁市奥万田町二二三八一ー ピュアハイツAー一〇八号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人久赤会

2 所在地

岡山県赤磐市西軽部字下ノ谷一二四四番一

三 指定年月日

平成二十八年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六八四

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

◎岡山県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

宗津西町5番川 かんがい排水

三 認可年月日

平成二十八年五月二十四日

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

◎岡山県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、
土地改良区が次のとおり解散した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

阿部土地改良区

二 土地改良区の所在地

高梁市落合町阿部二三〇三

三 解散年月日

平成二十八年三月二十七日

一 土地改良区の名称

綾部土地改良区

二 土地改良区の所在地

津山市綾部一七七四―九

三 解散年月日

平成二十八年三月二十日

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

◎岡山県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷清音線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市青江字西河原八五六番六地先から 倉敷市青江字西河原八五八番一、二地先を 経て 倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで	新	七・六〇 一五・三	一一九・一
倉敷市青江字西河原八五六番六地先から 倉敷市青江字西河原八五八番一、二地先を 経て 倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで	旧	七・六〇 一五・三	一一四・七

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二一六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県救急医療情報システムに関する役務提供業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年三月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

国際航業株式会社

岡山市北区西古松西町五番六号岡山新都市ビル

五 落札金額

二二二、六六四、四六四円（うち消費税額及び地方消費税の額一六、四九三、六六四円）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年二月五日

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二一八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備前局 建第一四四号 平成二十八年五月 二十日	赤磐市下市字寺田九四番四、九四番 四地先水路	六・〇〇	五〇・〇〇

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二一九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一一号 平成二十八年五月 二十五日	浅口郡里庄町大字里見字晩照沖六五 九五番九、六五九五番一四	五・〇二	三四・九五

〔二二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見六五―三、八一―二三、八一―二六、九四、九六―七、九七、一〇〇―一、一〇〇―二、一〇九―四、一〇九―五、一一〇―一、一一〇―二、一一三―一の一部、一一四、一一七、一一八―二、一一八―四、一二三、一二三、一二四、一二五、一二六―二の一部、一二六―七、一二七―三の一部、一三三―一、一二五地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一一八八―二

株式会社西谷建設

代表取締役 西谷 徹

三 許可番号

岡山県指令建指第四八号

〔二二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字竹ノ下三一三一―二、三一三一―七、三一三一―八、三一三二―一、三一三二―二、三一三二―五、三一三二―六、三一三二―七、三一三二―八、三一三二―九、三一三三―一、三一三三―三、三一三三―四、三一三四―一、三一三四―二、三一三五、三一三六―一、三一三六―三、三一三六―四、三一三七―一、三一三七―四、三一三七―五、三一三九―一、三一四〇―一、三一四〇―二、三一四一―一、三一三三―五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田三丁目一―一

株式会社ファインコーポレーション

代表取締役 小橋 晃

三 許可番号

岡山県指令建指第三五号

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田八九一、八九二一八、八九二一九、八九二一〇、八九二一三の一部、八九二一三地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区青江六丁目二一二六

有限会社日中開発

取締役 宮野 正広

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇二号

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺二〇五〇、二〇五一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田二丁目一三一―一七

ミサワホーム中国株式会社

岡山県支配人 海老谷 剛

三 許可番号

岡山県指令建指第三三六号

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師尻九三一―四、九三二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

井原市美星町明治三八二四

瀧川 真司

倉敷市上富井五九九―一ファインユニゾンB棟一〇七

瀧川 真梨

三 許可番号

岡山県指令建指第一二号

〔二二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見六五―三、八一―二三、八一―二六、九四、九六―七、九七、一〇〇―一、一〇〇―二、一〇九―四、一〇九―五、一一〇―一、一一〇―二、一一三―一の一部、一一四、一一七、一一八―二、一一八―四、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六―二の一部、一二六―七、一二七―三の一部、一三二―一、一二五地先道

二 公共施設の種類

道路、下水道、公園、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一一八八―二

株式会社西谷建設

代表取締役 西谷 徹

五 許可番号

岡山県指令建指第四八号

〔二二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字竹ノ下三一三一―二、三一三一―七、三一三一―八、三一三二―一、三一三二―二、三一三二―五、三一三二―六、三一三二―七、三一三二―八、三一三二―九、三一三三―一、三一三三―三、三一三三―四、三一三四―一、三一三四―二、三一三五、三一三六―一、三一三六―三、三一三六―四、三一三七―一、三一三七―四、三一三七―五、三一三九―一、三一四〇―一、三一四〇―二、三一四一―一、三一三三―五

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田三丁目一―一

株式会社ファインコーポレーション

代表取締役 小橋 晃

五 許可番号

岡山県指令建指第三五号

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田八九一、八九二一八、八九二一九、八九二一〇、八九二一三の一部、八九二一三地先水路

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区青江六丁目二一二六

有限会社日中開発

取締役 宮野 正広

五 許可番号

岡山県指令建指第三〇二号

平成28年6月3日 岡山県公報 第11792号

〔二二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺二〇五〇、二〇五一

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田二丁目一三一―一七

ミサワホーム中国株式会社

岡山県支配人 海老谷 剛

五 許可番号

岡山県指令建指第三三六号

頁・行		誤		正	
一・終わりか ら三	二・二		七・〇		七・六
二・終わりか ら三					

〔五〕平成二十八年三月十一日付け公布岡山県告示第四百四十五号（道路の区域変更）に誤りがあった。